

令和6年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年2月28日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和6年2月28日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について
 - 議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第12号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第13号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第14号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第15号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第26号 工事請負契約の変更について

議案第27号 御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

令和6年2月28日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 5件

(1) 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

(2) パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の採択を求める陳情

(3) リニア中央新幹線全線整備の推進に関する陳情

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和5年11月分から令和6年1月分まで）

(5) 議員派遣報告書

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 27件

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について

議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 議案第13号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第14号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第15号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 工事請負契約の変更について
- 議案第24号 工事請負契約の変更について
- 議案第25号 工事請負契約の変更について
- 議案第26号 工事請負契約の変更について
- 議案第27号 御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案の審議及び採決 14件

- 議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第12号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第13号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

- 議案第14号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について
 議案第15号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第23号 工事請負契約の変更について
 議案第24号 工事請負契約の変更について
 議案第25号 工事請負契約の変更について
 議案第26号 工事請負契約の変更について
 議案第27号 御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 御嵩町選挙管理委員の選挙

日程第8 御嵩町選挙管理委員補充員の選挙

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒 井 幹 次	総 務 防 災 課 長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ く り 課 長 金 子 文 仁
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住 民 環 境 課 長 高 木 雅 春	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福 祉 課 長 日 比 野 浩 士	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上 下 水 道 課 長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文	生 涯 学 習 課 長 日 比 野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局記 井戸 芳枝

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和6年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

なお、企画課秘書広報係、岐阜新聞社可児支局様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 伏屋光幸君、10番 高山由行君の2名を指名します。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月1日の議会運営委員会において、本日より3月19日までの21日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月19日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願ひいたします。

町長の施政方針の発表

議長（大沢まり子君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

皆さん、おはようございます。

昨日、予算のほう記者発表させていただきました。今日も各紙掲載をいただいておりますけれども、るるいろいろと説明をし、記載もしていただきましたけれども、思いのほか、亜炭鉱廃坑の調査ロボという部分がクローズアップされまして、非常に先進的で、面白いという失礼ですけれども、そういう予算だということで大きく紹介されておりましたけれども、それを含めまして議案について今回上程をさせていただきますので、また御審議のほど、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日は令和6年御嵩町議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り誠にありがとうございます。

3月19日までの21日間にわたりまして、令和6年度当初予算など数多くの重要な案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

会議の冒頭に当たり、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震においてお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

また、厳しい寒さの中、被災地の支援に当たられている多くの方々に敬意を表する次第でございます。本町からも、発災後、岐阜県からの職員派遣要請に応じ、避難所運営支援や罹災証明業務について職員を派遣しております。引き続き、でき得る限りの被災地支援を行っていきたくと考えております。

今回の地震により、防災・減災対策が急務であることのみならず、避難所の在り方や非常時の情報伝達の在り方など、改めて重要な課題であるというふうに認識をいたしました。大地震の発生は決して他人事ではなく、防災は自分事であるという意識が非常に高まっているこの今こそ、防災・減災に係る取組を町民の皆様と共に進める重要な契機であるというふうに考えております。

波乱の幕開けとなりました令和6年でございますが、町民の安全・安心と暮らしを支え、町民が誇りの持てる御嵩町づくりのために、しっかりと町政運営に取り組んでいく所存でございます。

私は、就任してから公約の一つでございます車座懇談会を積極的に実施してまいりました。本日までの開催回数は63回、参加いただいた人数につきましては798人、いただいた御意見は、延べですけれども約1,300件と大変多くの町民の皆様から御意見や御要望をお伺いすることで、

改めて地域の現状や課題を認識、把握することができました。

また、全庁的に実施いたしました政策総点検を踏まえまして、事業の見直しや改善なども行いながら、重点課題に関する取組のほか、持続可能な行政運営を意識した取組を推進していきたいと考えております。

それでは、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和6年度の主要な施策などの概要について御説明を申し上げます。

初めに、J R 東海が本町的美佐野地区において計画しているリニア発生土置場計画においては、課題の解決に向けて、本町がJ R 東海との協議に臨む方針を意見集約していただくため、御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を令和5年9月30日に設置をいたしました。審議会では、有識者をはじめ、地元町民や関係団体から広くお集まりいただいた委員の皆様には活発な議論を重ねていただき、本年2月24日に予定した全7回を終了いたしました。

短い期間に何度も御足労いただき、本町の長年の課題となっている本案件に関し、真摯に御議論を重ねていただきました委員の皆様に対し、この場をお借りし厚く御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

なお、本日午後から、審議会の三井会長から答申書を頂くことになっております。J R 東海の置場計画に対する議論が出尽くした上で、まとめられた答申書になっているとお聞きしておりますので、まずはその内容をしっかりと確認をさせていただきたいと考えております。その後、答申の内容を踏まえ、本町としての方針を決定し、責任を持ってJ R 東海との具体的な協議を行ってまいりたいと思います。

次に、新庁舎等整備事業につきましては、昨年10月より第三者委員会において粛々と検証作業が進められておりますが、間もなく年度末を迎え、調査報告書が提出される段階となってまいりました。現時点ではどのような報告がなされるのか分かりませんが、事業の公正性・透明性確保の観点、さらには議論を先へ進展させる意味においても、今回の検証は非常に重要なものであると認識をしております。調査報告についても重く受け止めてまいりたいと考えております。

冒頭でも申し上げました能登半島地震では、多くの建物や道路が損壊するなど甚大な被害をもたらしました。各自治体では、発災直後より被災状況の把握や情報収集、住民対応などに追われ、改めて災害対応の中核となる庁舎の役割は大きいと感じたところでございます。本町においても、耐震基準を満たしていない役場庁舎の対策は喫緊の課題でもございます。今回の検証を受け、町としての方向性をしっかりと定めていくとともに、引き続き町民の皆様の御理解をいただきながら丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、亜炭鉱跡対策事業でございます。

令和2年度に国の補正予算で措置されました南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業は、令和6年度で事業期間の最終年度を迎えることとなります。当該事業には、令和6年度当初予算のおよそ23%を占める22億2,570万円を計上し、最終年度である基金事業の完遂を目指して、引き続き空洞の充填工事を実施してまいります。そして、次年度以降の事業の継続、予算の確保に向けた国や県への要望活動を積極的に行っていきたいと考えております。

また、町の独自事業の新たな取組として亜炭鉱調査用ロボットシステムを開発し、空洞状況を把握するための実証実験を行います。この調査開発経費として400万円を計上し、より効率的・効果的な事業推進を図ってまいります。

続いて、関係人口の創出や地域の魅力向上のための事業について御報告申し上げます。

全国的に人口減少・高齢化により、地域コミュニティの課題が地域住民だけでは解決できないものとなってきている昨今、本町においても例外ではないものと捉えなければなりません。本町の未来を守り、地域を維持・強化していく取組として、仮称ではございますが、みたけファンクラブを設立するため、これまで調査・研究をしてまいりました。今後は、情報発信のベースとなるウェブサイトの構築や、会員にポイントを付与し、特典と交換できるような仕組みなどを具体化し、令和6年度秋頃の設立を目指してまいります。

次に、平成29年度にスタートした重要文化財願興寺本堂修理事業は7年目を終えようとしております。令和4年8月から本格的に始まった本堂の組立て直しは順調に進んでおり、耐震のための鉄骨を用いた構造補強もほぼ完了したほか、この2月からは本堂床板の取付けも始まりました。旧来の本堂の姿が少しずつ復元されており、引き続き慎重に修理作業を行いながら完成を目指してまいります。

また、本堂修理を進めるとともに、修理後の願興寺を生かしたまちづくりの基礎となる重要文化財願興寺保存活用計画の策定も進めてまいります。今後も令和の大修理を着実に進め、令和8年度の完成を目指すとともに、完成後の活用も視野に入れながら事業のほうを行ってまいります。

そして、令和6年10月14日から11月24日までの42日間にわたり、岐阜県で開催されます「清流の国ぎふ」文化祭2024 ―― これは国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭のことですが ―― は、県内42市町村がそれぞれの地域の特色を生かした文化・芸術活動を継続、発展させていく文化祭として位置づけられております。

本町においても、町の歴史や文化を広く発信していけるように、中山道みたけ館において規模や内容を拡充しての特別展や特別講演会、御嵩町文化協会による演劇「可児才蔵伝説」のほか、重要文化財願興寺本堂修理工事現場見学会の開催などを予定しております。文化祭終了後においても、そのレガシーを生かしながら町民の文化・芸術活動の活性化を図ってまいります。

ので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、令和6年度予算について述べさせていただきます。

一般会計の当初予算額は95億5,600万円となり、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算額は158億5,960万円、前年度と比較して13.9%の減となりました。

一般会計当初予算額は、前年度比24億8,100万円減となりましたが、これは主に継続費で行っております亜炭鉱跡対策事業費の減少に伴うものであります。

それでは、一般会計予算の主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、歳入であります。

町税は、国の定額減税の影響により町民税個人分が減収となる見込みであります。また、法人分についても、一部企業の収益減少などにより減収を見込む結果となりました。固定資産税などを含む町税全体では、およそ23億9,000万円を計上しております。

また、町税に次ぐ大きな一般財源である地方交付税のうち普通交付税については、国税収入の大きな伸びに伴い、地方財政計画においてもしっかりとその総額を確保されたことから、国の示す伸び率、決算状況を勘案し、5,000万円増額の16億1,000万円を計上いたしました。

国庫補助金では、行政システムの標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金を3,254万円、諸収入では、亜炭鉱跡対策事業助成金に21億9,570万円、B&G海洋センターの施設修繕補助金として2,241万円などを計上しております。

次に、歳出予算について、大きなポイント2点について申し上げます。

まず、安全・安心な暮らしと地域づくりについてであります。

先ほど御報告いたしました亜炭鉱関連予算のほか、能登半島地震を踏まえ、まちの強靱化や地震災害への備えにも力を入れてまいります。令和6年度の予算においては、地震発生時の建物倒壊や火災への対策、社会インフラの被害防止、避難所の環境改善など、ハード対策とソフト対策を一体的に、みたけ強靱化・防災力強化推進パッケージとして全庁一丸となって取り組むことを目指してまいります。

加えて、女性や子供、高齢者など、避難所で特に配慮が必要な方々が安心して過ごせる環境づくりに向けて、避難所となる公共施設の環境改善や女性の視点を取り入れた避難所運営体制の構築、防災訓練の在り方なども検討してまいります。

大きなポイントの2点目として、未来を担う子供たちを育み、安心して子育てができる環境づくりについてでございます。

ソフト面では、子供たちが健やかに成長できる環境を整えるとともに、子育て世帯の負担を軽減するため、高校生など18歳までの医療費の無償化事業として、これまで中学3年生までが対象であった医療費の無償化事業を、18歳となった最初の年度末まで対象範囲を拡大いたしま

す。また、みたけファミリー・サポート・センターの利用料を減額するとともに、協力者への支援金を創設することといたしました。そのほか、学校との連絡アプリを導入し、保護者の負担軽減と教職員の業務を効率化することなど、子育て世帯へのサービスの充実を図ってまいります。

また、ハード面では、保育園のプールや遊具の修繕、空調改修などを行ってまいります。学校関連予算においても、子供たちの学びの環境改善に関する予算を積極的に確保しております。子供たちがよりよい環境で過ごすとともに、子供たちの健やかな成長を応援するまちづくりに取り組んでまいります。

ただいまの大きな2点のほか、（仮称）みたけファンクラブをはじめとする関係人口の創出や地域の魅力向上の取組、地域経済の活性化など様々な施策に関する予算を計上しております。

令和6年度当初予算の特徴をまとめるとすれば、「安心、希望、ワクワクを。共にみたけの新時代へ」としております。安全と安心を守り抜き、誰もが生き生きと希望を持って暮らし、一人一人がわくわくと心を躍らせる、そんな御嵩町の新時代の幕開けを実現するための予算となっておりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、令和5年度一般会計補正予算について簡単に触れさせていただきます。

歳入面では、国の税収増に伴う普通交付税の追加交付分5,408万1,000円を増額しているほか、戸籍システムの改修、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る国庫補助金を計上しております。そのほか、事業費の確定に伴う補助金額の補正や、決算見込みに基づく各歳入の補正などを行っております。

歳出面では、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が中心となりました。一方、増額補正として、伏見小学校大規模改造工事費6億3,440万3,000円を計上しております。令和6年度からいよいよ本格的にスタートし、完成は令和7年度末を予定しております。工事期間中は、児童の皆さん、先生方、近隣の方々に御迷惑をおかけすることになりますが、よりよい環境づくりのため、御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

このほか、戸籍システムの改修委託料や能登半島地震の被災地への応援職員派遣経費などを計上しております。

亜炭鉱跡対策事業については、継続費として実施しておりますが、決算見込みに伴い8億7,124万1,000円を減額いたしました。この減額分は、継続費の補正により令和6年度事業費に振り分けております。

そのほか、繰越明許費の補正では3件の追加と2件の変更、地方債の補正では7件の変更と2件の廃止をしております。

以上の補正により、補正予算の総額は、歳入歳出ともに10億759万円の減額となりました。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和6年度当初予算及び令和5年度一般会計補正予算の概要について御説明を申し上げます。

今定例会に付議する案件といたしましては、人事案件が2件、一般会計、特別会計、企業会計の当初予算が6件、補正予算が6件、条例関係が9件、その他の議決案件が4件の都合27件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、明日2月29日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただきますようよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、2. パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の採択を求める陳情、3. リニア中央新幹線全線整備の推進に関する陳情、4. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和5年11月分から令和6年1月分まで）、5. 議員派遣報告書、以上の5件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第1号から議案第27号の27件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件27件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、人事案件について行います。

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて御説明をいたします。

議案つづり1ページを御覧ください。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は筒井幹次、生年月日、住所は次のとおりでございます。

筒井氏は、昭和60年4月に御嵩町役場に入庁し、主要なポストを歴任し、経験を積まれたことはもちろんのことでございますが、誠実で職員の信頼が厚く、また職務意識が高く、広い視野で全体を見て考えることができる存在でございます。さらには、経歴的にも建設課あるいは上下水道課、農林課といった技術系の分野が多く、私に不足する部分をサポートいただくことが期待できるということから、副町長として適任と考えるものでございます。

何とぞ御同意のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（大沢まり子君）

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

議案つづり2ページをお願いいたします。

人権擁護委員は、御嵩町から5名の方が委嘱されておりますが、そのうち2名の方が本年6月30日をもって任期満了となります。今回、両名を再度推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦候補者は、葛谷三千代さん、昭和35年9月27日生まれ、御嵩町御嵩177番地5。古木増美さん、昭和32年1月1日生まれ、御嵩町顔戸903番地1の2名の方であります。

なお、任期は令和6年7月1日から3年間であります。

資料つづり2ページ及び3ページの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、当初予算について行います。

議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の主要なものは、町長の施政方針で、また主要な施策につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明しており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう、予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,600万円と定める規定をしています。

各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で説明をさせていただきます。

第4条では、一時借入金の最高額は8億円とすること、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定しております。

それでは、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

1件目の総合計画及びSDGs推進計画策定業務は、令和7年度に総額1,253万3,000円の債務負担行為を設定するものです。

2件目の固定資産評価業務は、令和7年度から令和8年度まで、総額1,802万9,000円の債務負担行為を設定するものです。

3件目の土地改良施設維持管理適正化事業賦課金は、令和7年度から令和10年度まで、336万円の債務負担行為を設定するものです。

4件目の給食センター調理等業務は、令和7年度から令和11年度まで、3億2,010万円の債務負担行為を設定するものです。

5件目の給食配送車購入業務は、令和6年度から令和7年度まで、1,028万2,000円の債務負担行為を設定するものです。

以上5件が債務負担行為の御説明となります。

10ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

令和6年度は全部で13件、合計では2億3,390万円の借入を予定しております。

保育園環境改善事業は、保育園の空調改修、トイレ増築、遊具修繕等に充てる地方債となります。

県営土地改良事業負担金負担事業は、県事業の前沢ため池改修の負担金に充てるものです。

地方道路等整備事業は、上之郷142号線、上之郷三反田・切木線等の整備に充てるものです。

橋梁整備事業は、平芝橋保守設計に充てるものです。

河川改修事業は、井尻川、前沢川改修、排水樋門の長寿命化に充てるものです。

消防自動車購入事業は、消防指令車購入に充てるものです。

消防防災施設整備事業は、防災コミュニティセンター南側の整備に充てるものです。

学校施設バリアフリー改修事業は、上之郷小学校階段昇降機設置工事等に充てるものです。

伏見小学校大規模改造事業は、管理業務、改修工事に充てるものです。

小学校体育館照明LED化事業は、各小学校の体育館の照明LED化に充てるものです。

海洋センター施設改修事業は、トイレ改修事業に充てるものです。

最後に、臨時財政対策債となります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなります。

11ページからの歳入及び歳出の明細につきましては、この後、附属書類で説明いたしますので、先に予算書116ページをお開きください。

給与費明細書となります。

116ページには特別職、117ページには一般職を掲載しております。職員数欄の括弧書きの人数は、再任用職員の計数を表しております。下の表には職員手当の内訳、以下、118ページには給与等の増減額の明細、給料等の状況など、122ページまで人件費の明細を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

123ページをお願いいたします。

継続費に関する調書となります。

財源内訳や各年度の支出額、支出見込額をお示しする調書となります。

ページめくっていただきまして、124ページ、125ページは債務負担行為に関する調書です。

13件の債務負担事業について、令和6年度以降の支出予定額をお示ししております。

126ページをお願いいたします。

令和4年度から令和6年度までの地方債現在高見込みを表した調書となります。

令和6年度末の地方債の残高見込みは、右下の合計欄54億2,456万7,000円で、令和5年度末

と比較し2億6,544万5,000円の減額となっています。

次に、御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

附属書類をお願いいたします。

附属書類の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

令和6年度会計別予算総括表です。

そのうち一般会計の予算総額は、再度となりますが、95億5,600万円、前年度比較で24億8,100万円の減、率にして20.6%の減となりました。

また、表の一番下、全ての会計を合わせました合計を御覧いただきますと、予算総額は158億5,960万円、前年度と比較しますと25億5,060万円の減、率にして13.9%の減となり、亜炭鉱跡防災対策事業費の減額が全体を引き下げております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較し、増減額の大きなものを中心に説明いたします。

款01町税は23億8,773万8,000円、対前年度では7,989万円の減となっています。これは、国の定額減税の影響により、町民税個人分が減収である見込みであること、また法人分、固定資産税につきましても、減収を見込む結果となりました。

款10地方特例交付金は7,932万5,000円、対前年度では6,832万5,000円の増となっています。これは、国が実施します定額減税分の減収分がこの地方特例交付金で全額補填される予定ですので、減収見込み分を反映させているものです。

款11地方交付税は、地方交付税17億2,000万円のうち普通交付税が16億1,000万円、対前年度で6,000万円の増となっています。これは、国全体として国税収入の大きな伸びが見込まれており、国の地方財政計画でも総額が確保されたことから、国の示す伸び率、決算状況から計上しています。

款21諸収入は24億2,566万1,000円のうち、亜炭鉱跡対策事業助成金に21億9,570万4,000円などを計上しています。

次の3ページが歳出比較表になります。

款02総務費では、11億8,469万1,000円のうち御嵩ファンクラブなど関係人口創出事業として1,358万円、DX推進事業として1,061万円などを計上しております。

款03民生費では、高校生年代の医療費無償化の経費や各種扶助費、保育園の環境改善事業などを計上し、総額24億8,489万8,000円となりました。

款06農林水産業費では、災害の防止に向けたため池機能廃止工事や鳥獣害防止対策事業の経費を、款08土木費では、災害に強い社会インフラの構築などに向け、道路、橋梁、河川に関す

る経費をそれぞれ計上しています。

款09消防費については、うち亜炭鉱対策予算が22億3,000万円、その他の消防費が3億7,000万円ほどという内訳となります。その他の消防費の内容としましては、防災機能強化に係る各種経費を積極的に計上し、前年度と比べ5,000万円増としております。

款10教育費でも、特に子供たちの学習環境改善と向上に向け、GIGAスクール構想推進事業や小学校体育館の照明LED化、バリアフリー化の予算を計上し、対前年度1億79万3,000円増の10億4,033万3,000円となりました。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和6年度予算を会計別に節単位でまとめたものをお示しする内訳表となっています。

6ページには、公営企業会計につきまして一般会計、特別会計の節別に準じた形で分類し、お示ししております。

7ページからは、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表となります。

ページのほうめくっていただきまして、8ページから12ページまでは一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬の内容が載せてあります。

13ページをお願いいたします。

13ページは、過去10年の当初予算の規模の推移表となります。

14ページをお願いいたします。

14ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表となります。

次に、事業別予算説明書のほうをお願いいたします。

事業別予算説明書ですが、一般会計の支出予算科目ごとに財源内訳、主な内容等を掲載しております。

次に、主要施策の概要ですが、各課・係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、3件の附属書類に関し、大まかに説明をさせていただきました。いずれの書類も予算書の内容を補完する資料となります。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第3号 令和6年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

おはようございます。

それでは、議案第4号、議案第5号、議案第6号、3件続けて御説明をさせていただきます。
初めに、議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてです。

予算書の127ページを御覧ください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,500万円と定める規定をしております。

各款項ごとの予算額につきましては、128ページから130ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

131ページ、132ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ2,500万円の減額となっております。

明細につきまして説明いたしますので、131ページを御覧ください。

歳入です。

款01国民健康保険税は3億8,061万円、被保険者数の減少など、前年度より1,414万8,000円の減額となっております。

款03県支出金は、出産育児一時金、葬祭費を除いた保険給付費の全額が県から交付される保険給付費等交付金などで17億3,347万4,000円、国民健康保険税収納率、特定健診の受診率などの見込み増など、特別交付分の保険給付費等交付金の増額で前年度より181万3,000円の増額となっております。

款05繰入金は、一般会計からの保険税軽減による保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金などで1億2,388万5,000円、保険基盤安定負担金の減額による繰入金の減額など、前年度より557万8,000円の減額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより2,069万9,000円、前年度より697万8,000円の減額となっております。

132ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、事務費、電算処理委託など2,055万5,000円、被保険者証廃止に伴う資格確認書などの交付対応のためのシステム改修など、前年度より164万7,000円の増額となっております。

款02保険給付費は、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など16億9,212万5,000円、被保険者数の減による療養給付費などの減額で、前年度より305万円の減額となっております。

款03国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に

納付するもので4億9,712万9,000円、療養給付費などの減額で前年度より2,633万7,000円の減額となっております。

款04保健事業費は、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を図るための特定健診・特定保健指導などに係る事業費3,320万9,000円、特定健康診査等事業費の増額など、前年度より183万円の増額となっております。

款06諸支出金は、国・県への償還金、保険税の還付金など1,491万5,000円、国・県への償還金を見込み、前年度より140万3,000円の増額となっております。

予算書の133ページから143ページまでが明細書、144ページ、145ページは人件費に係る明細書となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要43ページ、44ページが国民健康保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第4号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をさせていただきます。

予算書の147ページを御覧ください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,300万円と定める規定をしております。

各款項ごとの予算額につきましては、148ページ、149ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

151ページ、152ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ4,700万円の増額となっております。

明細につきましては説明いたしますので、151ページを御覧ください。

歳入です。

款01保険料は2億2,639万円、保険料率の改正、被保険者数の増など、前年度より3,513万2,000円の増額となっております。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪問歯科健診の健診費に対する広域連合からの委託金862万8,000円、事業費の増額により171万6,000円の増額となっております。

款04繰入金は、一般会計からの事務費、すこやか健診など保健事業費、保険基盤安定負担金などの広域連合への負担分に係る繰入金で8,567万6,000円、基盤安定負担金の増額など、前年度より1,059万3,000円の増額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより230万円、前年度より44万1,000円の増額となって

おります。

152ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、一般管理費と賦課徴収費で362万円、振込手数料の増額など、前年度より40万3,000円の増額となっております。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対する保険料や事務費などの負担金で3億688万6,000円、保険料事務費の増額など、前年度より4,446万8,000円の増額となっております。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などに係る事業費で1,018万8,000円、対象者の増による委託金、負担金の増額、また来年度より始まります高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施の実施など、前年度より257万円の増額となっております。

款04の諸支出金は、保険料などの還付金100万1,000円となっております。

なお、予算書の153ページから158ページまでが明細書、159ページが人件費に関する明細書となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要等つづり45ページに後期高齢者医療関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第5号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

最後に、議案第6号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の161ページを御覧ください。

第1条第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,200万円と定め、第2項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100万円と定める規定をしております。

第2条で、債務負担行為について規定をしております。

162ページを御覧ください。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合わせた予算額は18億5,300万円となっております。各事業勘定の各款項ごとの予算額につきましては、163ページから167ページまでの第1表歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

168ページを御覧ください。

第2条で規定しました債務負担の行為でございます。

御嵩町地域包括支援センター運營業務委託に係る債務負担行為となります。令和7年度から

令和10年度までで1億1,966万円の限度額と規定をしております。

では、初めに保険事業勘定から説明をさせていただきます。

169ページを御覧ください。

歳入です。

款01保険料は4億2,632万7,000円、基準月額保険料の見直し、被保険者数の増などから、前年度より2,411万1,000円の増額となっております。

款03国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金など、また地域支援事業に係る交付金など3億8,295万3,000円、調整交付金の見込みにより、前年度より120万3,000円の減額となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を財源とした介護給付費、地域支援事業に係る交付金で4億6,400万4,000円、介護給付費、地域支援事業費の増額など、前年度より217万3,000円の増額となっております。

款05県支出金は、介護給付費、地域支援事業交付金で2億5,262万2,000円、介護給付費、地域支援事業費の増額など、前年度より141万7,000円の増額となっております。

款06繰入金金は、一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費繰入金など2億8,038万5,000円で、介護給付費、地域支援事業費の増額など、前年度より582万7,000円の増額となっております。

170ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など2,072万7,000円、認定審査会負担金の減額など、前年度より56万5,000円の減額となっております。

款02保険給付費は、訪問、通所、短期入所などの居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスに係る事業費、または審査手数料などで16億8,753万6,000円、施設介護サービス給付費の増額など、前年度より804万8,000円の増額となっております。

款04諸支出金は、前年度の介護保険事業精算に伴う国支払基金、県への償還金と保険料の還付金で3,050万円、前年度と同額としております。

款05地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業など1億303万3,000円、御嵩町地域包括支援センターの委託費の増額など、前年度より254万6,000円の増額となっております。

なお、予算書の171ページから183ページまでが明細書、184ページから190ページまでは人件費に係る明細書、191ページは債務負担行為に関する調書となっておりますので、お目直しをお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明をさせていただきます。

なお、介護サービス事業勘定につきましては、地域包括支援センターの委託に伴い、歳入のサービス収入や歳出の事業費がなくなりますので、前年度の精算に伴う予算となります。

193ページを御覧ください。

款01繰越金につきましては、前年度の決算見込みにより100万円、84万8,000円の増額となっております。

194ページを御覧ください。

歳出です。

款01諸支出費は、保険事業勘定への繰出金100万円、前年度より237万1,000円の減額となっております。

195ページ、196ページが明細書、また介護保険に係る歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要46ページから49ページまでとなっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第4号、第5号、第6号の3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、事業会計の当初予算、2議案について御説明いたします。

初めに、議案第7号 令和6年度御嵩町水道事業会計予算です。

予算書の197ページをお願いいたします。

まず、第1条は予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しています。1. 給水件数は6,670件、2. 年間総給水量は221万4,000立方メートル、3. 1日平均給水量は6,066立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き送配水管及び施設改良事業を実施いたします。

次の198ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で水道事業収益・費用ともに6億1,600万円を計上いたしました。

次の199ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で資本的収入2,540万円、資本的支出1億7,840万円を計上いたしました。

次の200ページでは、第5条から第8条において、一時借入金の限度額などを定めておりま

す。

続いて、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の201ページからは予算実施計画、204ページからは給与費明細書となっております。

209ページからは令和6年度予定貸借対照表と注記を、213ページからは令和5年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

それでは、219ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出を記載しております。

収入の款1水道事業収益は6億1,600万円です。主な収入として、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料4億6,200万円のほか、項2営業外収益、目2長期前受金戻入1億3,250万円などを計上しております。

次の220ページからの支出です。

款1の水道事業費用は6億1,600万円で、主な支出は、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節31受水費2億2,700万円のほか、目2配水及び給水費、節22委託料は2,266万1,000円、ページが飛びまして222ページ、目5の減価償却費2億3,100万円などを計上しています。

次の223ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は2,540万円で、主な収入として、項1の負担金は給水申込みや工事負担金で2,010万円、項2の補助金は水道施設等耐震化事業に対する県補助金530万円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は1億7,840万円です。主な支出として、項1建設改良費、目2建設改良事業費、節12工事請負費は送配水管及び施設改良工事費など1億4,859万7,000円。次の224ページ、項2償還金は企業債元金の償還金で1,277万円を計上しております。

次の225ページをお願いします。

令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は56万1,000円を見込んでおります。

これで令和6年度御嵩町水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 令和6年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明いたします。それでは、予算書の227ページをお願いいたします。

まず、第1条は予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しています。1. 排水件数は4,310件、2. 年間排水量は180万3,000立方メートル、3. 1日平均排水量は4,940立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き未普及対策整備事業並び

に老朽管対策改築事業を実施いたします。

次の228ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で下水道事業収益6億1,770万円、下水道事業費用5億9,650万円を計上いたしました。

次の229ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で資本的収入2億1,700万円、資本的支出4億7,170万円を計上いたしました。

次の230ページをお願いいたします。

第5条で債務負担行為を表のとおり定めております。

事項は、公共下水道事業変更計画策定業務、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は1,230万円です。

次の231ページをお願いします。

第6条で、起債について表のとおり定めております。

起債の目的は、公共下水道建設事業及び流域下水道事業負担金で、限度額は合わせて6,480万円であります。

なお、起債の方法などにつきましては表のとおりでございます。

続いて、第7条から次のページ、第11条にかけては、一時借入金の限度額などを定めております。

次に、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の233ページからは予算実施計画、235ページからは給与費明細書となっております。

240ページは債務負担行為に関する調書、241ページからは令和6年度予定貸借対照表と注記を、245ページからは令和5年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

それでは、251ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出を記載しております。

収入の款1下水道事業収益は6億1,770万円です。主な収入として、項1営業収益、目1下水道使用料2億52万円。項2営業外収益、目2他会計負担金は一般会計からの負担金2億6,085万円、目3の他会計補助金は一般会計からの補助金4,527万1,000円、目4の長期前受金戻入9,867万5,000円などを計上しております。

次の252ページからは支出です。

款1の下水道事業費用は5億9,650万円です。主な支出として、項1営業費用、目1管渠費、節22委託料は、施設監視委託料など1,897万1,000円。次の253ページ、目4流域下水道維持管

理負担金は1億2,300万円、目5の減価償却費は3億3,102万7,000円、項2の営業外費用は、企業債の支払利息など5,803万9,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は2億1,700万円で、主な収入として、項1の企業債は公共下水道事業債など6,480万円。次の254ページ、項2の出資金は一般会計からの出資金で1億3,304万1,000円、項3の他会計補助金は一般会計からの補助金1,098万4,000円、項4の補助金は国庫補助金で480万円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は4億7,170万円です。項1建設改良費、目1下水道施設費、節31工事請負費は、北切地区面整備工事費など6,682万8,000円、項2の償還金は、企業債元金の償還金3億7,544万6,000円を計上しております。

次の255ページをお願いします。

令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は2,548万1,000円を見込んでおります。

これで、令和6年度御嵩町下水道事業会計予算の説明を終わります。

以上、事業会計の当初予算2議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時25分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

保険長寿課長より発言の訂正の依頼がありましたので、これを許可します。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

先ほどの後期高齢者医療特別会計予算の説明につきまして誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

予算書の151ページをお願いいたします。

款06の繰越金につきまして「44万1,000円の増額」と先ほど御説明をさせていただきましたが、正しくは「44万1,000円の減額」でございます。よろしくお願いいたします。申し訳ござ

いませんでした。

議長（大沢まり子君）

次に、補正予算について行います。

議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの一般会計補正予算（第5号）の表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入、支出の見込みの精査などによる増額、または減額補正が主なものとなっております。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に10億759万円を減額し、歳入歳出予算の総額を115億8,057万7,000円とする旨規定しています。

第2条では継続費の補正を、第3条では繰越明許費の補正、第4条では地方債の補正について規定しています。

7ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正です。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業において、今年度の事業費の確定見込みに伴い年割額を変更するものです。令和5年度の事業費を42億9,356万3,000円から8億7,124万1,000円減額し、34億2,232万2,000円とし、令和6年度事業費について補正前13億3,645万1,000円に8億8,925万3,000円追加し、22億2,570万4,000円としております。結果、補正後の総額が80億3,503万6,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正です。

追加は3件です。

新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会事業では、繰越限度額を37万2,000円としています。これは、調査検証作業後の調査報告書の公表時期が年度をまたぐため繰り越すものであります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、繰越限度額を201万円としています。これは、本事業について年度をまたがって実施するためのものです。

伏見小学校大規模改造事業では、繰越限度額を6億3,440万3,000円としています。これは、国庫補助金の内示が前倒しして令和5年度国の補正分として決定されたことにより、町も補正予算に計上し、繰り越すものです。

変更は2件です。

戸籍関連システム改修事業では、963万1,000円から1,229万3,000円とするものです。国の補助金の実施要領改正により、仕様の変更があったことに伴う補正です。

橋梁維持事業は、620万円から207万1,000円としています。これは、国庫補助金の内示額を踏まえ、今年度事業費の補正を行ったことによるものです。

9ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正です。

7件の変更をお願いします。いずれも事業費の確定などにより、今回の補正で減額する歳出予算に基づき、表右側の補正後限度額に変更しています。

低公害車導入事業は90万円減の500万円、庁舎整備事業は4,540万円減の690万円、地方道路等整備事業は2,260万円減の4,900万円、橋梁整備事業は180万円減の90万円、河川改修事業は2,300万円減の1,000万円、伏見小学校改修事業は120万円減額の3,820万円。最後の伏見小学校大規模改造事業は、先ほどの繰越明許費で御説明したとおり、国に合わせ、令和5年度補正にて歳入歳出予算を計上することとなったため、財源となる地方債を増額しております。5億4,980万円増の5億5,190万円としています。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

10ページをお願いいたします。

廃止の補正です。

農業水利施設整備事業、庁舎等造成事業、ともに現在一旦の休止をしている新庁舎等整備事業に係るもので、当該地方債を充当する予定であった歳出予算を今回の補正で減額していることから、廃止するものであります。

次に、歳入歳出の補正について説明します。

事業の確定、精査による増減につきましては省略させていただき、主なものについて説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目01地方交付税は、国の税増収に伴う再算定による追加交付分5,408万1,000円の増額です。

15ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目01総務費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助

金は、戸籍附票に旧氏、旧氏読み仮名を記載するためのシステム改修費補助金266万2,000円の増額です。

目05教育費国庫補助金、節02小学校費補助金は、伏見小学校の大規模改造工事に係る国庫補助金が令和5年国の補正分として内示があったことによる7,423万8,000円の増額です。

17ページをお願いいたします。

ページの一番下、基金繰入金です。次のページにわたって、それぞれの基金繰入金を減額しています。いずれも繰入れ予定であった歳出予算が今回補正されたことに伴い、繰入金を減するものです。

続きまして、歳出です。

21ページをお願いいたします。

目06庁舎整備費、節01報酬、第三者委員会委員報酬35万2,000円は、報告書の公表への対応など時間数の増に伴い増額をするものです。

節12委託料の新庁舎関連の委託料、また、節16公有財産購入費の建設用地購入費等を減額しております。これら新庁舎整備等に関する執行予算につきましては、第三者検証委員会による検証作業に伴い、今年度の執行見込みがないことから減額するものであります。

22ページをお願いいたします。

目16基金費、節24積立金のうち、低炭素まちづくり基金積立金18万円は、Jークレジット販売収入の増額による基金積立金の増額。ふるさとみたけ応援基金積立金1,000万円の減額は、歳入減額補正分を積立てから減額するもの。福祉向上基金積立金5万1,000円は、指定寄附金の実績額に応じて積み立てるもの。森林環境整備基金積立金172万5,000円は、線下伐採補償料の増額によるもの。財政調整基金は、今回の歳入歳出差額を積み立てるもの。公共施設等総合管理基金は、今回の歳入余剰額のうち3,000万円を積み立てるものです。最後に減債基金は、今回ありました普通交付税の追加交付分の一部について、国から減債基金等に積むよう通知があったことによるものです。

23ページをお願いいたします。

目01戸籍住民基本台帳、節12委託料、戸籍システム改修委託料266万2,000円は、戸籍附票に旧氏、旧氏読み仮名を記載するためのものです。

26ページをお願いいたします。

款04衛生費、目02予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の計上となります。

28ページをお願いいたします。

目04農地費、節14工事請負費、新庁舎等周辺農業水利施設整備事業は皆減となります。

30ページをお願いいたします。

目03道路新設改良費、節12委託料、また節14の工事請負費でも新庁舎関連の予算を皆減としております。

33ページをお願いいたします。

款10教育費、目01学校管理費、節14工事請負費、伏見小学校大規模改造工事費 6億3,440万3,000円は、国の補正による国庫補助内示があったため前倒しして計上するものです。

35ページをお願いいたします。

目03学校給食センター費、節10需用費において燃料費136万円、給食の食材費に615万7,000円を計上しています。

この後、36ページからは給与費明細書、また40ページには継続費の調書、41ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第12号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第10号、議案第11号、議案第12号、3件続けて御説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの44ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億8,767万1,000円とするものです。

明細について説明させていただきますので、48ページを御覧ください。

歳入です。

款03県支出金、項01県負担金・補助金は、交付金などの交付決定などによるもので、目01保険給付費等交付金は238万円の増額、目02国庫負担金減額措置対策費補助金は1万5,000円の減額、款全体で236万5,000円の増額となります。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金、未就学児均

等割保険料負担金などの交付決定などに伴う繰入額の確定により978万1,000円の増額となります。

49ページを御覧ください。

款05繰入金、項02基金繰入金、目01国民健康保険基金繰入金は、歳入歳出額の調整のため1,800万円の減額となります。

款08国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の交付決定により1万4,000円の増額となります。

50ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費、項02徴税費は、窓口納付手数料徴収の開始延期に伴い47万6,000円の減額と、国庫補助金の交付決定に伴う財源内訳の変更となります。

款02保険給付費、項01療養諸費は、一般被保険者の療養費の見込みにより200万円の減額となります。

款03国民健康保険事業費納付金、項01医療給付費分、51ページになりますが、項02後期高齢者支援金等分、項03介護納付金分は、歳入の一般会計繰入金の補正に伴う財源内訳の変更となります。

款04保健事業費、項01保健事業費は、健康診断件数の見込みにより50万円の増額となります。

52ページを御覧ください。

款04保健事業費、項02特定健康診査等事業費は、会計年度任用職員の人件費の見込み、特定健診件数の見込みにより335万円の減額となります。

款06諸支出金、項01償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金の見込みとして100万円の減額となります。

款07予備費は、歳入歳出額の調整のため48万6,000円の増額となります。

53ページは人件費の明細となります。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの56ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に986万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,203万8,000円とするものです。

それでは、明細について説明をさせていただきます。

59ページを御覧ください。

歳入です。

款01保険料は、特別徴収分、普通徴収分を合わせた1,137万3,000円の増額となります。

款04繰入金、項01一般会計繰入金は、事務費の見込み、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入額の確定により151万円の減額となります。

60ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費、項01総務管理費は、通信運搬費の見込みにより20万円の減額となります。

款01総務費、項02徴収費は、窓口納付手数料徴収の開始延期に伴い8万円の減額となります。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料、一般会計繰入金の補正に伴い1,014万3,000円の増額となります。

以上で、議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりの62ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,343万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,731万9,000円とするものです。

なお、介護サービス事業勘定につきましては、補正はございません。

明細について説明させていただきますので、66ページを御覧ください。

歳入です。

款03国庫支出金、項02国庫補助金は、交付金の交付決定により、目02、介護予防事業分の地域支援事業交付金は22万7,000円の増額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金は7万1,000円の増額、目04保険者機能強化推進交付金は125万2,000円の増額、目05介護保険保険者努力支援交付金は211万2,000円の増額、項全体では366万2,000円の増額となります。

款04支払基金交付金、項01支払基金交付金、目02地域支援事業交付金は、交付決定により25万6,000円の増額となります。

款05県支出金、項02県補助金は、交付決定により目01、介護予防事業分の地域支援事業交付金は11万9,000円の増額、目02、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金は3万7,000円の増額、項全体では15万6,000円の増額となります。

67ページを御覧ください。

款06繰入金、項01一般会計繰入金、目02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金は、交付決

定による11万9,000円の増額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業繰入金は、交付決定による3万7,000円の増額、目05その他繰入金は、介護保険事業費の見込みにより79万9,000円の減額、項全体では64万3,000円の減額となります。

款06繰入金、項03基金繰入金、目01介護給付費準備基金繰入金は、第9期介護保険料算定に際し、保険料事業費への財源充当として8,000万円の増額となります。

68ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費、項02賦課徴収費は、窓口納付手数料徴収の開始延期に伴い17万9,000円の減額となります。

款01総務費、項03認定費は、会計年度任用職員の人件費の見込みにより62万円の減額となります。

款03基金積立金、項01基金積立金、目01介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出額の調整により9,291万円の増額となります。

款04、償還金は、令和4年度介護給付費地域支援事業交付金の国・県などへの償還金の見込みにより、697万2,000円の減額となります。

69ページを御覧ください。

款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費、目01介護予防・日常生活支援総合事業は、会計年度任用職員の人件費の見込みで8万1,000円の減額、ケアプランの審査件数の見込みにより3,000円の増額、目全体で7万8,000円の減額となります。

また、目02一般介護予防事業は、会計年度任用職員の人件費の見込みで14万円の減額、地域支え合い活動支援補助金申請件数の見込みにより6万円の増額、目全体で8万円の減額となり、項全体では15万8,000円の減額となります。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、会計年度任用職員の人件費、事業費などの見込みにより155万円の減額となります。

70ページは人件費の明細となります。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第10号、議案第11号、議案第12号の3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第13号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第14号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、事業会計の補正予算、2議案について御説明させていただきます。

初めに、議案第13号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）です。

お手元の補正予算つづり、72ページをお願いいたします。

第1条は補正予算を定める総則、第2条は業務の予定量の補正で、当初予算の第2条第4号で定めた業務の予定量のうち、主な建設改良事業について新庁舎等整備関連事業を削ります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入では第1款第1項の出資金を6,000万円減額、支出では第1款第1項の建設改良費を6,198万8,000円減額いたします。

次の73ページの補正予算実施計画、さらに次の74ページから77ページの予定貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、78ページの補正予算実施計画明細書をお願いします。

上の表、資本的収入では、款1資本的収入、項1出資金、目1出資金、節1出資金は、新庁舎等整備事業の一般会計出資金を6,000万円減額。

下の表、資本的支出では、新庁舎等整備事業の見直しにより、款1資本的支出、項1建設改良費、目2建設改良事業費、節12工事請負費を5,834万円、節21賃借料を166万円それぞれ減額、節32用地買収費は、買収予定地の変更等により美佐野加圧ポンプ場用地費を198万8,000円減額いたします。

次の79ページから80ページは、令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書です。

説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

お手元の補正予算つづり、82ページをお願いいたします。

第1条は補正予算を定める総則、第2条は業務の予定量の補正で、当初予算第2条第4号で定めた業務の予定量のうち、主な建設改良事業について新庁舎等整備関連事業を削ります。

第3条は資本的収入及び支出の補正で、収入では第1款第2項の出資金を1,100万円減額、支出では第1款第1項の建設改良費を1,100万円減額いたします。

次の83ページは補正予算実施計画、次の84ページから87ページの予定貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、88ページの補正予算実施計画明細書をお願いいたします。

上の表、資本的収入では、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金、節1出資金は、新庁舎等整備事業の一般会計出資金を1,100万円減額。

下の表、資本的支出では、新庁舎等整備事業の見直しにより、款1資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費、節31工事請負費を1,100万円減額いたします。

次の89ページから90ページは、令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書です。

説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、事業会計補正予算2議案について、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、条例、その他の関係について行います。

議案第15号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

議案第15号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは7ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり4ページを御覧ください。

改正趣旨は、行政課題への対応強化や、より効率的で機能的な業務体制の確立を図るため、機構改革を実施することに伴い、御嵩町内部組織設置条例の一部を改正するものです。

概要でございますが、町長直近下位の内部組織の部の改正としまして、企画部の追加でございます。各部の事務分掌の改正につきましては、企画部の設置に伴う事務の移管、垂炭鉦廃坑対策室を建設部へ移管することに伴う事務の移管、その他所要の改正です。

施行日は令和6年4月1日です。

次の5ページから7ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

議案第16号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは10ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり8ページをお願いします。

改正趣旨は、令和5年度の人事院勧告による期末・勤勉手当支給率の引上げ等の勧告及び総務省の会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルの改定等を受けて、会計年度任用職員の処遇改善を図るため条例の改正を行うものです。

概要ですが、1. 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について

は、1つは期末手当支給率の改定です。週の勤務時間が30時間以上の会計年度任用職員は、2.4月分から2.45月分へ年間0.05月分の引上げとなります。週の勤務時間が20時間以上30時間未満の会計年度任用職員は、1.44月分から1.47月分へ年間0.03月分の引上げとなるものです。

もう一つは、勤勉手当支給の追加です。

新たに会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするものです。週の勤務時間が30時間以上の会計年度任用職員は年間2.05月分、週の勤務時間が20時間以上30時間未満の会計年度任用職員は1.025月分となります。

2. 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の改正は、勤勉手当の支給追加に伴い、文言を削除するものです。

施行日は令和6年4月1日です。

次の9ページから17ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

議案第27号 御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は、議案その2、1ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりその2、1ページを御覧ください。

改正趣旨は、能登半島地震を受け、職員を現地に派遣し避難所支援等の業務に従事している状況ですが、令和6年1月19日付の総務省自治行政局からの通知により、現地での業務は特殊勤務手当の支給対象となる旨通知がされたことから、災害復旧等の支援業務に対する特殊勤務手当の支給を可能とするため条例の一部を改正するものです。

概要は、災害地派遣手当の新設です。本町以外の被災地への派遣について、災害復旧等の支援業務に従事した日1日につき1,000円を支給するものです。

施行日は公布の日で、令和6年1月1日適用とするものです。

次の2ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

議長（大沢まり子君）

議案第17号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

議案第17号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは13ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづり18ページを御覧ください。

改正の趣旨は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うものです。

改正の概要は、重要事項の書面掲示の義務づけの見直しとして、特定教育・保育施設の重要事項をこれまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務づけるものです。また、併せて所要の改正を行います。

施行日は令和6年4月1日とします。

19ページから21ページに条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、御確認ください。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第18号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第18号、第19号、2件続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第18号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

お手元の議案書つづりは14ページになりますが、資料つづりにて御説明させていただきますので、資料つづりの22ページを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和6年1月19日に公布されたことに伴い、令和6年度から3年間の第9期介護保険事業計画期間の保険料基準月額を改定することから、関係する条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、所得段階が11段階から13段階への変更と、保険料基準月額が6,640円から6,850円への改定となります。基準月額から各段階の割合を掛けて年額を算出しておりますので、お目直しをお願いいたします。また、所要の改正を行っております。

施行日は令和6年4月1日、経過措置といたしまして、令和5年度以前までの保険料は従前の例によります。

資料23ページから26ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは16ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、資料つづりの27ページを御覧ください。

改正の趣旨でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、関係する4つの条例の一部改正をまとめて行うものでございます。

第1条といたしまして、御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例です。

主な改正点は、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進などでございます。

28ページを御覧ください。

第2条といたしまして、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例です。

主な改正点は、介護予防支援の円滑な実施、書面揭示規制の見直し、指定居宅サービス事業者などとの連携によるモニタリングなどとなっております。

第3条といたしまして、御嵩町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例です。

主な改正点は、居宅系の小規模多機能型居宅介護の管理者の兼務、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化。居住系では、協力医療機関との連携体制の構築、29ページになりますが、新興感染症発生時などの対応を行う医療機関との連携。施設系では、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、ユニットケアの質の向上のための体制の確保。短期入所系といたしましては、介護現場の生産性の向上、また各サービスの共通といたしまして管理者の兼務範囲の明確化、30ページになりますが、身体的拘束等の適正化の推進、書面揭示規制の見直しとなっております。

第4条といたしまして、御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例です。

主な改正点は、第3条の居宅系、居住系などと同様となっております。

31ページになりますが、施行日は令和6年4月1日、経過措置といたしまして、重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化が令和7年3月31日まで、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保のための委員会の設置、協力医療機関との連携が令和9年3月31日までとなっております。

なお、経過措置が設けられる事業者は記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、資料の32ページから93ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第18号、第19号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第20号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第20号、第22号、2件続けて御説明いたします。

初めに、議案第20号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正条例案は、議案つづりの38ページのとおりですが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりの94ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正において、裁判所の保護命令の対象が拡充されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、これまでは接近禁止命令の申立てを行った被害者しか入居者資格はありませんでしたが、今回の改正により、退去等命令の申立てを行った被害者も入居資格者として認められるようになったものです。その他、所要の改正を行っています。

この条例の施行日は令和6年4月1日です。

95、96ページには新旧対照表もついておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

改正案は、こちらも議案つづり40ページのとおりですが、資料にて説明いたしますので、資料つづりの100ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が令和6年2月9日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、消防団員に係る損害賠償について、階級及び勤務年数に応じた補償基礎額が一部を除き引上げとなり、最低補償基礎額が9,100円となるものです。

この条例の施行日は令和6年4月1日です。

以下のとおり経過措置をつけております。

101、102ページには新旧対照表をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第22号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第21号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、議案第21号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは39ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり97ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、その一部が令和6年4月1日に施行されることに伴って生じる条ずれに対応するため、所要の改正を行うものです。

改正の概要です。表に記載のとおり、地方自治法第243条の2の2が第243条2の8に繰り下げられるため、該当例規であるこちらの2つの条例の改正を行います。

施行日は令和6年4月1日であります。

新旧対照表は98ページから99ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第21号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第23号 工事請負契約の変更について、議案第24号 工事請負契約の変更について、議案第25号 工事請負契約の変更について、議案第26号 工事請負契約の変更について、以上4

件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦君。

亜炭鉱廃坑対策室長（木村公彦君）

それでは、初めに議案第23号 工事請負契約の変更について説明させていただきます。

議案つづり41ページをお願いいたします。

議案第23号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和4年御嵩町議会第3回臨時会（議案第37号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第2期防災工事です。

2. 契約の金額ですけれども、「16億3,955万円」を「16億6,555万7,300円」に変更するものでございます。

3. 変更の理由ですけれども、工事内容の精査による増額及び竣工期限の延長でございます。

4. 契約の相手方は、飛島・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社國本起業です。

続いて、資料つづり103ページ、104ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

2,600万7,300円を増額する仮契約を1月25日に締結しております。また、第2期防災工事は、工事期間の完成を3月15日までとしておりましたが、充填量が増えたことから、6月28日まで工事期間を延長する仮契約となっております。

105ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しております。

第2期防災工事の施工箇所は、御嵩町御嵩地内の東濃高校を含む民有地でございます。

左下の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上が、議案第23号の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第24号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、42ページをお願いいたします。

議案第24号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和4年御嵩町議会第3回臨時会（議案第38号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第3期防災工

事です。

2. 契約の金額でございますけれども、「21億6,062万円」を「22億9,794万7,300円」に変更するものです。

3. 変更の理由は、工事の内容の精査による増額です。

4. 契約の相手方は、飛島・岐建・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は岐建株式会社、株式会社國本起業です。

続いて、資料つづり106ページ、107ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

1億3,732万7,300円を増額する仮契約を1月25日に締結しております。

108ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しております。

第3期防災工事の施工箇所は、御嵩町中地内の老人憩いの家、白山多目的グラウンドを含む民有地でございます。

右上の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第25号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、43ページをお願いいたします。

議案第25号 工事請負契約の変更についてです。

令和4年御嵩町議会第3回臨時会（議案第39号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第6期防災工事です。

2. 契約の金額でございますけれども、「13億7,390万円」を「11億440万6,600円」に変更するものです。

3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。

4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続いて、資料つづり109ページ、110ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

2億6,949万3,400円を減額する仮契約を1月25日に締結しております。

111ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付してございます。

第6期防災工事の施工箇所は、御嵩町古屋敷地内の古屋敷教員住宅を含む民有地でございます。

右上の枠内に各種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

それでは、4つの議案の最後、議案第26号に移らせていただきます。

議案つづりに戻っていただきまして、44ページをお願いいたします。

議案第26号 工事請負契約の変更についてです。

令和4年御嵩町議会第3回臨時会（議案第40号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第7－2期防災工事です。

2. 契約の金額でございますけれども、「14億481万円」を「16億8,784万円」に変更するものでございます。

3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額です。

4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社天野建設です。

続いて、資料つづり112ページ、113ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付してございます。

2億8,303万円増額する仮契約を1月25日に締結しております。

114ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付してございます。

第7－2期防災工事の施工箇所は、御嵩町中地内で長瀬の一部と大庭台から大庭の民有地でございます。

右上の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

115ページ、116ページを御覧ください。

工事請負変更契約書の写しを添付しております。

第7－2期防災工事の工事期間の完成期限は、当初令和5年12月22日までとなっておりますが、田面の下に空洞が見つかり、農繁期を考慮して施工する必要があったため、完成期限を令和6年6月28日とする変更契約を令和5年8月1日に締結しましたので、添付させていただきます。

きました。

以上が、議案第26号の説明となります。

工事請負契約の変更についての議案4件について説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時40分といたします。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

教育参事 筒井幹次君は退席をお願いいたします。

[教育参事兼学校教育課長 筒井幹次君 退場]

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

副町長というのは、自治法でいう162条の補助機関、町長の補助機関となる重要な立場であります。町長と不離一体でなければならない。

そして、また副町長の主な任務としては、少なくとも私どもが承知しておる範囲では、庁内の全体を相談しながら、業務遂行に当たっての陣頭指揮を執っていくというようなことであり、また職員に対する啓蒙のトップとして、職員の信任を得る立場にある人でないと、非常に難しい職責であると今までは理解しております。

過去、柳川町政時代に、この副町長人事について私ども議会として2回ほど人事を否決した経緯があります。そういう経緯も踏まえながら、改めて今回の副町長人事について町長にちよっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

特に町長の右腕として、事務方のトップとしてのポジションでありますので、相当町長は慎重に考慮された中で選任をされたんだらうと理解しております。

そんな中で、私はその経緯がちょっと分かりませんので、その経緯だけ教えていただければありがたいと思いますが、まず副町長の職責等につきましては、これは先ほど私が自分で認識したような内容でいいと思いますが、副町長の選任の基準というのは、これは町長の専権事項でありますので、何もその選考基準がどうかということ関係ありませんけれども、町長として今回の人事に選考された基準というのはどういうところに考えられたか。先ほどの説明ですと、今回人事に上がっております職員の実績、そして彼の職責の重厚さ、こういうものを基準にして選定したということですが、それ以外にも何かあれば教えていただきたい。

さらに、その選定の経緯でありますけれども、約半年にわたって副町長不在という経緯の中で、私どもが知り得る範囲では、なかなかこの人事というのが浮上してこなかった中で、近々にこの人事が選定されてきた。その辺の経緯について、よければお話をしていただきたい。

それから、先ほど言いました町長の専権事項でありますので、副町長の選任については、これは町長独自で判断できることでありますけれども、ひょっとして、副町長の選考委員会等の内々的な協議機関というのは存在するかしらないのか。例えば人事行政については、人事委員会等で協議しながら人事行政というのは行われますけれども、こういう副町長の選任というような場合には、そういう経緯というのは全くないのか。あくまでも、これは町長の独自の判断であるのかどうか、その辺のところを最小限度で結構ですので、町長の思いと含めて、改めてもう少し詳細に説明をしていただければありがたいというふうに思います。

それから最後になりますが、この副町長、今日議会で承認の案件に上がっておりますけれども、いつから就任されるのか。いわゆる選任対象になっておる職員はまだ現職でありますので、これは現職を離れて特別職という形を取らざるを得ないので、いつから就任ということを用意した中での今回の提案であるのか、それだけ教えていただければ結構であります。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、谷口議員からの御質問について順次お答えしたいと思います。

先ほど選任の、冒頭、理由等述べさせていただきましたし、谷口議員がおっしゃられた補助機関であり、あるいは庁内調整、職員の啓蒙といったところ、理由としてはそういうことが大きく必要とされるということはそのとおりだというふうに思っております。

そうした上で、先ほど申しましたように、過去の経歴でありますとか、職員との関係性であ

りますとか、そういったものを、この半年という期間になりますけれども慎重に見せていただいて、大丈夫だなということを確認した上で私自身が決めたものでございますので、特にそういう選考委員会等はございませんのでよろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

いつから。

町長（渡辺幸伸君）

すみません、あと1点だけ。

これは令和6年4月1日からということに、年度替わりと同時にになりますので、期限はそこからということになります。期限というか、期間はそこからということになりますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

実は平成22年、平成23年の非常災害のときに、筒井君は、板良住宅の水源が崩壊されたそのときに、もう2日も3日も本当に寝ずに一生懸命復旧のためにむちゃくちゃ努力をしてくれた。そういうすごい職員であります。私は全面的に信頼しております。

ただ若干心配なのは、総務部であるとか民生部の経験が、この経歴を見ていると若干薄いかなあと。その辺のところも、お互いに、各部長がおられますので、その辺の連携プレーを取りながら対応していただければありがたいと思います。

以上で、この件については終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

1点だけ質問します。

私も筒井参事の人柄、今までの経験上のこととかは言うつもりはございません。町長が専権で決めたということですので、それに従うつもりではおりますが、その基準というか、先ほどから申されていた、私が思っていたのは、今まで副町長の制度ができて、助役から副町長になって、ほとんどの方がやはり内部から繰り上げて副町長になられた経緯があります。

村町の感じでいきますと、ほとんどそういう感じで繰り上げて、庁内の職員の面倒を見てい

くというか、そこら辺のことをやっていくという感覚でおりますが、町長は新たに県のほうから来られまして、私の感覚からいって、外部からの招聘もあるんじゃないかなあと、この半年、実は思っていました。

そこら辺、町長は考えなかったのか、町の職員から最初から上げるつもりでおったのか、外部から新しい風、優秀な方を入れたいと思わなかったのか、そこら辺だけ聞きます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、高山議員の質問にお答えしたいと思います。

全くフラットで最初から考えておりましたので、ありきということではなくて、可能性のある限り県との関係とか、あるいはもっと幅広いところで外部からとか、そういうことも含めて幅広に自分の中で慎重に検討させていただいたものですので、必ず内部から登用とか、今までに倣ってとかという感覚のものではなくて、全体を選んだ中から、こういう職員、結果として職員でしたという結論に至っているという経緯でございます。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

ここで、教育参事 筒井幹次君の入場を認めます。

〔教育参事兼学校教育課長 筒井幹次君 入場・着席〕

議長（大沢まり子君）

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。
本件に対する議会の意見については、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、本件に対する議会の意見については、適任とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

補正予算のページで2ページになります。

総額でプラスマイナス10億700万円ということで大きな数字になっています。このうち亜炭鉱関係が9億円、それから伏見小学校の改修費が6億円で、実質のプラスマイナスは約7億円ということになるかと思えます。この7億円の内訳は、先ほど補正予算でいろいろ説明してい

ただいたとおり、新庁舎関係の未執行分の6億5,000万円と、これが主たるものになっています。

予算計上した大きな金額が未執行になっているということで、2つ確認なんですけど、1つがやっぱり計上に少し無理があったんじゃないでしょうかというのが1点と、もう一つが、実際に町長が第三者委員会等で始められたのがもう去年のことになりまして、補正予算として12月にもできたんじゃないかという気がいたしますが、その2点について質問をしたいと思いますので、お願いします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの鈴木議員の御質問についてお答えいたします。

今回の新庁舎関連の予算につきましてですが、本来執行できればよかったんですけども、残念ながら執行できなかったというのが実情であります。未執行ということですので、今回補正をさせていただきますけれども、12月で補正もできたわけではありますけども、各課いろんな課にまたがっておりましたので、統一して一斉に減額をとということで、切りのいいところということもありまして、3月補正ということで、今回全て全課関係するところにつきまして減額補正をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

予算書の21ページでございますけれども、庁舎整備費のところ、報酬というところで第三者委員会の委員の報酬が35万2,000円増額補正をされておられます。8ページでは繰越明許ということで、ここに係る事業の数字が37万2,000円が繰越しされるということで、これは年度をまたがって公表をされるというような説明があったんですけども、実際この報酬の35万2,000円と繰越明許する37万2,000円ですけども、どのような根拠をもって数字が2万円ほど違うのか。

それと、調査報告については、3月中を期限ということで前に説明があったんですけども、これは必ず履行されるという確信の下で、公表は実際、一体全体どのようなスケジュールになるかということですね。

それと、この第三者委員会への調査のオーダーですけども、実際に意見とか提言とか、そ

ういうのをいただいて、今後の庁舎整備に係る基本的な考え方というか、そういう施策につながっていくものなのかどうかということ、出てきてみないことには分からないというところもございますけれども、今、執行部で捉えておられる所感で結構ですので、その辺りもちょっとお教えてください。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの山田議員の御質問についてお答えいたします。

まず、今回補正で組ませていただいております35万2,000円ですけれども、こちら補正予算、9月補正で組ませていただいたときも説明させていただきましたが、各委員の方につきましてはタイムチャージ制ということで、時間幾らということで設定をさせていただいております。

今回、4月にまたがるということで、今回3月中に報告書は上がってくる見込みで聞いております。ただし、その後の公表をどうするかということ、協議した中で、記者発表というような形で公表したいということで委員の皆様と話ができております。そちらに係る経費をちょっと見ていませんでしたので、また公表が4月にまたがるということもありまして、今回繰越しという形を取らせていただいております。

繰越金額との2万円との差額ですが、35万2,000円が今回補正で組んであります35万2,000円です。差額の2万円につきましては、9月補正をさせていただきました費用弁償、交通費を9月補正の中から2万円を繰り越して、今回37万2,000円という形にしておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

もう一点、調査報告書のボリュームといたしますか、こういったものが出てくる、期待をされておられるんでしょうか、執行部としては。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

こちら9月補正の際に説明をさせていただいておりますけれども、あくまでも各委員さんに対して、こういうことをお願いしますということでオーダーをさせていただいております。各委員さんに対しましては、これまでの平成24年の耐震化から始まる時系列の経緯について報

告もさせていただきまして、そこにまつわるいろんな会議ですとか、協議会ですとか、議事録ですとか、もろもろの資料について、各委員さんの要求に基づきまして提出をさせていただいているわけですが、報告内容につきましては、こちらから、あくまで公平なことということで特にオーダーはしておりませんので、公表がどのような形で、報告がどういう形になってくるかは報告待ちというような現状であります。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

補正予算書の16ページの農林水産業の振興補助金、これの97万円が減額ということになっておりますが、これはどこに該当するのか、ちょっと教えていただきたいんですが、28ページの辺だと思うんですが。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えします。

97万円の減額がどこに該当しているかということになりますので、それが補正予算書の28ページになります。

款06農林水産業費、項01の農業費、こちらの農業振興費の財源充当で特定財源が減額されておるといふふうになっております。ですので、ここの項目でいいますと、補正予算額の財源内訳の中の159万5,000円の中にこの97万円が入っております。

議長（大沢まり子君）

よろしいですか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今の説明ですと、28ページの農業振興費の機構集積協力金補助金、この辺の回答があったみたいですが、何か違うんじゃないかと思うんですが。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

科目としては、報償費の中の報償金に伴って補助金を計算した結果、97万円の減額というふうに影響しておるものになります。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

97万円減額ということで、項目が農林水産業費県補助金の鳥獣被害防止総合対策交付金ということで、鳥獣被害防止の総合対策の中で、これは例えば獣等を町内で有害駆除で捕獲した場合に、その処理については今一括して舯五山に大きな穴を掘って、そこに全て放棄しておるといような状況があるんですが、可児市の場合ですと、有害鳥獣、この鳥獣については全て可茂聖苑に全て持ち込んで処理をしておる。現在町であっせんして処理しておる場所というのは、行ってみると非常に臭いですし、ああいう状況の処理の仕方というのが適正であるかどうか。あれは、保健所に通報すれば必ず摘発されるんじゃないかというような環境汚染も含めて、そういう状況の中にある処理の仕方があるんです、御嵩町としては。

したがって、この被害防止と同時に、被害防止に関連するいわゆる捕獲鳥獣の処理についてまで、こういう基金というのは対応できるんじゃないかなというふうに思うんですが、単なる捕獲の報償費だけに、これを固定しなきゃいけないのか、その辺のところどうですか。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

この補助の対象になっている経費というのは、イノシシの捕獲頭数に対して交付されるお金になっています。したがって、イノシシの成獣と幼獣に補助金額が分かれまして、その上限に対して捕れた頭数で算出した金額が交付されるものでありますので、埋設であったりとか、処理に係る部分のことについては対象にはなっておりません。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

分かりました。

豚コレラの関係で、被害防止というのは相当県のほうでも気を遣って、特にイノシシが行動することによって被害が拡大するということについては、それに対する対応策というのは県も集中的にやっけていただいております。

その中で、こういう問題の一環として、今の処理の仕方も併せて今後きちっとした対応ができるような方策を考えていただければありがたいというふうに思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

すみません、1議案につき1回ということでごめんなさい。

ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第9号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

48ページですけれども、産前産後保険料負担金繰入金ということで1万8,000円あるわけですが、これは一般会計からの繰入金だということで、昨年の12月の定例会でこの関係条例の一部改正をしております、今年の1月1日から施行されておりますけれども、そのとき聞いているかもしれませんが、令和5年度は1月から3月までの3か月分が対象ということで

すが、対象被保険者の人数と軽減額の金額を教えてください。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

産前産後の負担金の対象をというところがございますが、今回出産された方に対する保険税に対する所得割と均等割というところを軽減するといったものになります。今年度につきましては、対象者は2人で、軽減金額につきましては1万7,610円というふうになっております。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第12号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

67ページ、68ページに基金繰入れ8,100万円でしたっけ、それからもう一度積立て9,200万円と。大きな金額を基金に出したり入れたりしているんですけど、どういう仕組みなのか教えてください。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

今回の基金の流れといいますか、今回、第9期の介護保険料の算定というところで、来年度からの保険料算定のために3年間で積み立てておりました基金の残高が約1億500万円あったんですけど、そのうちから介護保険料算定で保険者の方の保険料をできるだけ安くしようということで軽減をかけるために、そこから8,000万円を充当することといたしました。

そちらで8,000万円歳入したことによりまして、予算上歳入超過となりましたので、予算編成上、歳入歳出予算を合わせるために、歳出から差額の分の9,291万円をまた増額したという仕組みとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

これ、実際にお金は中で動いただけということですか。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

そうでございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第13号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 令和5年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第14号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 令和5年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第15号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

1つ確認ですけれども、議案書の7ページのところがございます第1条で、今回企画部が増えるということで、実質、町長部局の部長さんが3人から4人体制になられるということだと理解します。

これは、この条例には直接関係ございませんけれども、地方自治法152条の規定によりまして、町長の職務を代理する者を、優先的に順位を決めるということになっておりますけれども、その辺りの見解は、企画部が第1、もちろん副町長が第1になりますけれども、その下の町の職員ですね。企画部長が第一人者になるのか、総務部長が第一人者になってくるのか、その辺りをちょっとお聞かせいただけませんかでしょうか。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

山田議員の御質問にお答えします。

条例上、総務部、企画部と並べさせていただいていますが、そのとおり総務部長、企画部長という順番になります。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

今回の機構改革についてですけど、ふだんから役場、結構人が足りないという話をよく聞いておりました、今後この機構改革をすることによって、ちょっと必要人員が増えたりしないのかなということを結構心配しておりました、4月1日から移行する予定ということですので、4月1日でどれだけの人員が必要になるのか。そしてまた実働ですね。休職者以外、しっかり登庁して働ける人員ということで、どれだけの方が職務に当たることができる予定なのかを教えてください。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

職員適正化計画の人数は160人ということで、160人目指して採用に努めてきましたけれども、実際は保健師2名と一般職2名が採用に至らず、156名ということになっておりまして、また実労働者数ということになりますと、産休・育休が11名いまして、そこを引いて145名ということになります。

ただし、これは今病休職員が戻らない、ちょっと抜いていますので、戻ると想定、復帰すると想定して145名ということになっております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

ちょっと計画どおりだと160人だけど、実働は145名程度だろうということで、15名足りない状況になっているんですけど、そのことで、今後その機構改革をやることによって、人手が増えるのか増えないかというところをもう一回明確に教えていただきたいのと、今やるメリットですね。人が足らなさそうなんだけど、何か私から、印象からするとちょっと仕事の手が広がるのかなというふうに見えるんですけど、その辺の実際のところのメリット、効率化という言葉も書いてあったんですけど、その辺をちょっと明確に教えてください。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

機構改革によって人が増えるのか増えないのかということは、トータルすれば同じ人数ということですが、最近の産休・育休の状況等も踏まえて定員人数を検討するとともに、160人に対して不足した人数は、新年度なるべく早く採用できるように今考えているところであります。

また、機構改革については、大きくはこの総務部、企画部という再編ということになりますけれども、それぞれの部の役割を整理の上、連携して一体となって取り組みやすいように再編成しましたので、生産性の向上とか強化になると考えておりますし、係を増やすことによって細分化もされますので、職員にとっても目的が明確化になり、取り組んでもらいやすい、働きやすいというメリットがあると考えております。

機構改革に伴うこの条例改正によりまして、全体の業務量が増えるとか減るとか、そういうことはないんですけども、いずれにしても職員の心身の心配やケアもしながら、働きやすい職場を常々考えていきたいと思っております。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

2つあります。

1つが、部と課と係を数えると60ぐらいになると思います、ざっくりね。先ほどの150人とかという体制だと、残りは90。係で割ると1係、単純に割ると2人ぐらいになってしまう。非常にバッファーが少ない係になるような気がして、片方の方がお休みを取るとかいうときに、なかなか融通が利くのかなということで、あまり細分化するのは、そういうところでは弊害が出るのかなという気がしたのが1点。

それからもう一つ、今まで総務防災課という防災という言葉がしっかり入っていたんですけど、総務課になり、防災というのが、防災安全係とかって前からある係だと思うんですが、何か少し防災に、何というんですかね、防災を強く打ち出さないようなイメージになってしまうんじゃないかという点と、この2点質問です。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

細分化によって、係がばらばらになっちゃうとか連携しにくいとか、そういうことでしたか。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

単純に係の数で割ると、1係に2人ぐらいになっちゃうんじゃないですかということです。150人を割り振っていくと。すみません。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

失礼しました。それについては、業務の内容によりまして適正な割り振りをするというところで、過去には係員なしの係長だけというところもありましたし、今でも人数が多い少ないとありますけど、そこは適正に業務量によって割り振りたいと考えております。

また、総務防災課の防災が取れたというところで、当然御理解いただいていると思いますけれども、防災に力を入れなくするとかそういうことをするわけではなく、今回ちょっと見てい

ただくと、あと総務課が内部的な業務をやる総務課らしくというところがありまして、可児・加茂の町村を見ても総務という名前が多いですし、総務という名前のほうがちょっと分かりやすいということで整理させてもらったものですので、よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

1点だけ教えてください。

今のおしまいの資料のところの5ページ、6ページで見ておるわけですが、総務部のところですが、新旧対照表で以前(12)のところでは例規及び文書管理に関することということで一本だったんですが、これを2つに分けて、例えば改正案のほうでは、総務部の(8)番の文書及び法規に関すること、(9)番の情報の公開及び個人情報の保護に関することということで、2立てに分かれているんですけども、これは明確にしたということによろしいでしょうか。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

おっしゃるとおりで、現状等も踏まえまして、その辺明確にした項目がございます。左右比べていただきますと、少し、7個ぐらいちょっと新たに入ったものとかが、増えたものがありますが、現状に合わせてやったものと、部が分かれることによって内容が分かれたものと、例えばふるさと納税でも、前、税務課や総務部で税務に関することで含まれていましたけど、ふるさと納税を企画部でやりたいということで税務から飛び抜け出しまして、ふるさと納税に関することとか、そういうことをしておりますので、議員おっしゃるとおりでございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第23号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第24号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第25号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第26号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第27号 御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号 御嵩町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

御嵩町選挙管理委員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第7、御嵩町選挙管理委員の選挙を行います。

御嵩町選挙管理委員の任期が令和6年3月24日をもって満了となります。つきましては、地方自治法第182条第1項の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員に、平井清彦君、安藤哲生君、織間里美さん、高木啓之君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました平井清彦君、安藤哲生君、織間里美さん、高木啓之君、以上の方が御嵩町選挙管理委員に当選されました。

当選された4人の方には、会議規則第33条第2項の規定により、文書にて当選の告知をいたします。

これで御嵩町選挙管理委員の選挙を終わります。

御嵩町選挙管理委員補充員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第8、御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

御嵩町選挙管理委員補充員の任期が令和6年3月24日をもって満了となります。つきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員補充員に、安藤信治君、梅田勇二君、山下優子さん、桑下英子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました安藤信治君、梅田勇二君、山下優子さん、桑下英子さん、以上の方が御嵩町選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

当選された4人の方には、会議規則第33条第2項の規定により、文書にて当選の告知をいたします。

これで御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月6日午前9時より開会しますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時47分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 高 山 由 行

